

下松市分別収集計画

第11期（令和8年度～令和12年度）

令和7年6月

下松市

1 計画策定の意義

限りある天然資源の消費量を抑制し、環境への負荷を可能な限り低減する循環型社会を実現するため、社会を構成する全ての主体が積極的、かつ大胆に大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられたライフスタイルや社会経済を見直し、転換を図ることが求められています。

本市では、平成6年度から可燃系資源、びん類、かん類、金属類の分別収集区分を設け、平成13年度にペットボトルを加えて収集を行ってきました。不燃ごみを処理する周南東部環境施設組合（下松市と光市で構成）では、埋立処分場の延命化を図るため、平成20年2月にリサイクルセンター「エコぱーく」を建設し、プラスチック製容器包装や製品プラスチックなどの分別収集区分を追加し、現在につながる12品目の区分で収集を行っており、資源化率の向上に取り組んでいます。

本計画は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図るための、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、地域に関わる全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものです。

本計画の遂行により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進することで、廃棄物の減量化、最終処分場の延命化及び資源の有効利用による循環型社会の実現を目指していきます。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を、以下に示します。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域づくり
- (2) 市民・事業者・行政が、それぞれの役割に応じて環境負荷の低減につながる取り組みを推進する

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトル（無色）、プラスチック製容器包装を対象とします。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	1,682 t	1,676 t	1,670 t	1,664 t	1,659 t
製品プラスチック	291 t	290 t	289 t	288 t	287 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施していきます。

(1) 下松市廃棄物減量等推進審議会

分別収集の円滑な推進を図るため、市民、学識経験者及び事業者からの委員で組織する廃棄物減量等推進審議会を活用し、ごみ減量等の施策・事業に関する審議・研究を行います。

(2) クリーンアップ推進員制度

ごみ出しマナーや分別等の指導を行う推進員を各自治会に置き、地域の環境美化、ごみの減量化・資源化を推進します。

(3) 資源ごみ回収報奨金制度

ごみの減量化と資源化の促進を図るため、子ども会や自治会などの住民団体による自主的な資源回収活動に対し、報奨金を交付し奨励します。

(4) 事業者との連携強化

山口県容器包装廃棄物削減推進協議会と連携し、容器包装廃棄物の発生・排出抑制に向けた取組を進めていきます。

(5) 出前講座・ごみ処理施設見学会・親子リサイクル教室

小学校をはじめ、地域団体等を対象としたごみ処理に関する学習会等を通じて本市のごみ処理の状況に対する理解を深めると共に、ごみの減量と再資源化への意識高揚に努めます。

(6) 啓発活動

全戸にごみ収集カレンダーを配布し、分別事典、分別ポスター、ごみ分別アプリ、市広報やホームページ、地元ケーブルテレビやコミュニティFM、SNS等あらゆる機会を活用し、ごみの減量化や適正排出について啓発を図ります。また、多言語版分別ポスターを製作し、市内在住の外国人のごみ出し支援に役立てます。

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類
及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)**

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を、下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分を、下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	びん・かん類
主としてアルミ製の容器	
無色のガラス製の容器	
茶色のガラス製の容器	
その他のガラス製の容器	
主として段ボール製の容器	可燃系資源 (段ボール)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの(無色のものに限る)	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(※)	プラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	その他プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、
法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	37 t		37 t		36 t		36 t		36 t	
主としてアルミ製の容器	90 t		90 t		90 t		89 t		89 t	
無色のガラス製容器	(合計) 67 t		(合計) 67 t		(合計) 67 t		(合計) 67 t		(合計) 66 t	
	(引渡額) 67 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 67 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 67 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 67 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 66 t	(独自処理額) - t
茶色のガラス製容器	(合計) 97 t		(合計) 97 t		(合計) 97 t		(合計) 96 t		(合計) 96 t	
	(引渡額) 97 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 97 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 97 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 96 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 96 t	(独自処理額) - t
その他のガラス製容器	(合計) 26 t		(合計) 26 t		(合計) 26 t		(合計) 26 t		(合計) 25 t	
	(引渡額) 26 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 26 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 26 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 26 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 25 t	(独自処理額) - t
主として段ボール製の容器	247 t		246 t		245 t		244 t		243 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの(無色のものに限る)	(合計) 144 t		(合計) 143 t		(合計) 143 t		(合計) 142 t		(合計) 142 t	
	(引渡額) 144 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 143 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 143 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 142 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 142 t	(独自処理額) - t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(白色トレイ含む)	(合計) 689 t		(合計) 686 t		(合計) 684 t		(合計) 681 t		(合計) 678 t	
	(引渡額) 689 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 686 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 684 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 681 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 678 t	(独自処理額) - t
製品プラスチック	47 t		46 t		46 t		46 t		46 t	
	(引渡額) 47 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 46 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 46 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 46 t	(独自処理額) - t	(引渡額) 46 t	(独自処理額) - t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

令和6年度の分別基準適合物等の収集実績に、直近4か年の人口変動率の平均を乗じて算定しました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
推計人口	56,347人	56,133人	55,920人	55,707人	55,495人	55,285人
対前年度人口変動率	99.62%	99.62%	99.62%	99.62%	99.62%	99.62%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して下表のとおり行います。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
主としてスチール製の容器	びん・かん類	委託業者による ステーション収集	周南東部 環境施設組合
主としてアルミ製の容器			
無色のガラス製容器			
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
主として段ボール製の容器	可燃系資源 (段ボール)	委託業者による ステーション収集	資源回収業者
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの(無色のものに限る)	ペットボトル	委託業者による ステーション収集	周南東部 環境施設組合
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	委託業者による ステーション収集	周南東部 環境施設組合
製品プラスチック	その他 プラスチック	委託業者による ステーション収集	周南東部 環境施設組合

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設の整備計画は、下表のとおりとします。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	びん・かん類	指定袋	委託業者の 2t積パッカー車	周南東部環境施設組合 リサイクルセンター 「えこぱーく」 (選別・圧縮・保管)
主としてアルミ製の容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として段ボール製の容器	可燃系資源 (段ボール)	十文字に縛る	委託業者の2t積 パッカー車又は 2t積平ボディ車	資源回収業者に 直接売払い
主としてポリエチレンテレフタ レート(PET)製の容器であって 飲料、しょうゆ等を充てんする ためのもの(無色のものに限る)	ペットボトル	指定袋	委託業者の 2t積パッカー車	周南東部環境施設組合 リサイクルセンター 「えこぱーく」 (選別・圧縮・保管)
主としてプラスチック製の 容器包装であって上記以外 のもの	プラスチック 製容器包装	指定袋	委託業者の 2t積パッカー車	周南東部環境施設組合 リサイクルセンター 「えこぱーく」 (選別・圧縮・保管)
製品プラスチック	その他 プラスチック	指定袋	委託業者の 2t積パッカー車	周南東部環境施設組合 リサイクルセンター 「えこぱーく」 (選別・圧縮・保管)

※ 周南東部環境施設組合リサイクルセンター「えこぱーく」(処理能力33t/日)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民、学識経験者及び事業者で構成する廃棄物減量等推進審議会を設置し、本市の一般廃棄物処理についての施策・事業に関する審議・研究を行っていくとともに、円滑かつ効率的に容器包装廃棄物の分別収集を実施していきます。

自治会に設置したクリーンアップ推進員と連携を図りながら、容器包装廃棄物の排出抑制と適正な分別を促していきます。

資料

○ 人口推計及び人口変動率

本市の人口推計に関しては、「人口減少対策集中強化プラン」（令和5年度）策定のための人口減少対策分析業務報告書（以下「報告書」）があり、計画期間中の令和10年度の人口を56,503人と推計（コーホート要因法）している。

報告書によると住民基本台帳による人口は令和2年2月に57,369人となり、統計開始以来最多となったものの同年12月から減少に転じており、令和6年度末の人口は56,347人であった。また、報告書の推計値は5年毎の値となっており、令和4年末頃から減少の加速がみられるとしていることから、本計画では前期計画にならない住民基本台帳の人口実績値に対して人口変動率を乗じることとした。

	住基人口 (3/31)	対前年度 人口変動率	人口変動率の 補正 (R3~6の平均値)	報告書 人口推計	報告書 人口推計を 各年度均等化 ①	人口推計
	人	%		人	%	人
令和2年度	57,221					
令和3年度	57,238	100.03				
令和4年度	56,932	99.47				
令和5年度	56,660	99.52				
令和6年度	56,347	99.45				
令和7年度			99.62			56,133
令和8年度			99.62			55,920
令和9年度			99.62			55,707
令和10年度			99.62	56,503		55,495
令和11年度			99.62		56,386	55,285
令和12年度			99.62		56,269	55,074
令和13年度					56,151	
令和14年度					56,034	
令和15年度				55,917		

○ 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み

直近年度（令和6年度）の排出量に、人口変動率を乗じて算出した。

（単位：t）

収集に係る分別の区分	排出量（収集量）
びん・かん類（スチール・アルミ缶、無色・茶色・その他ビン）	485
プラスチック製容器包装	785
可燃系資源（段ボール）	249
ペットボトル	174
製品プラスチック	293
計	1,986

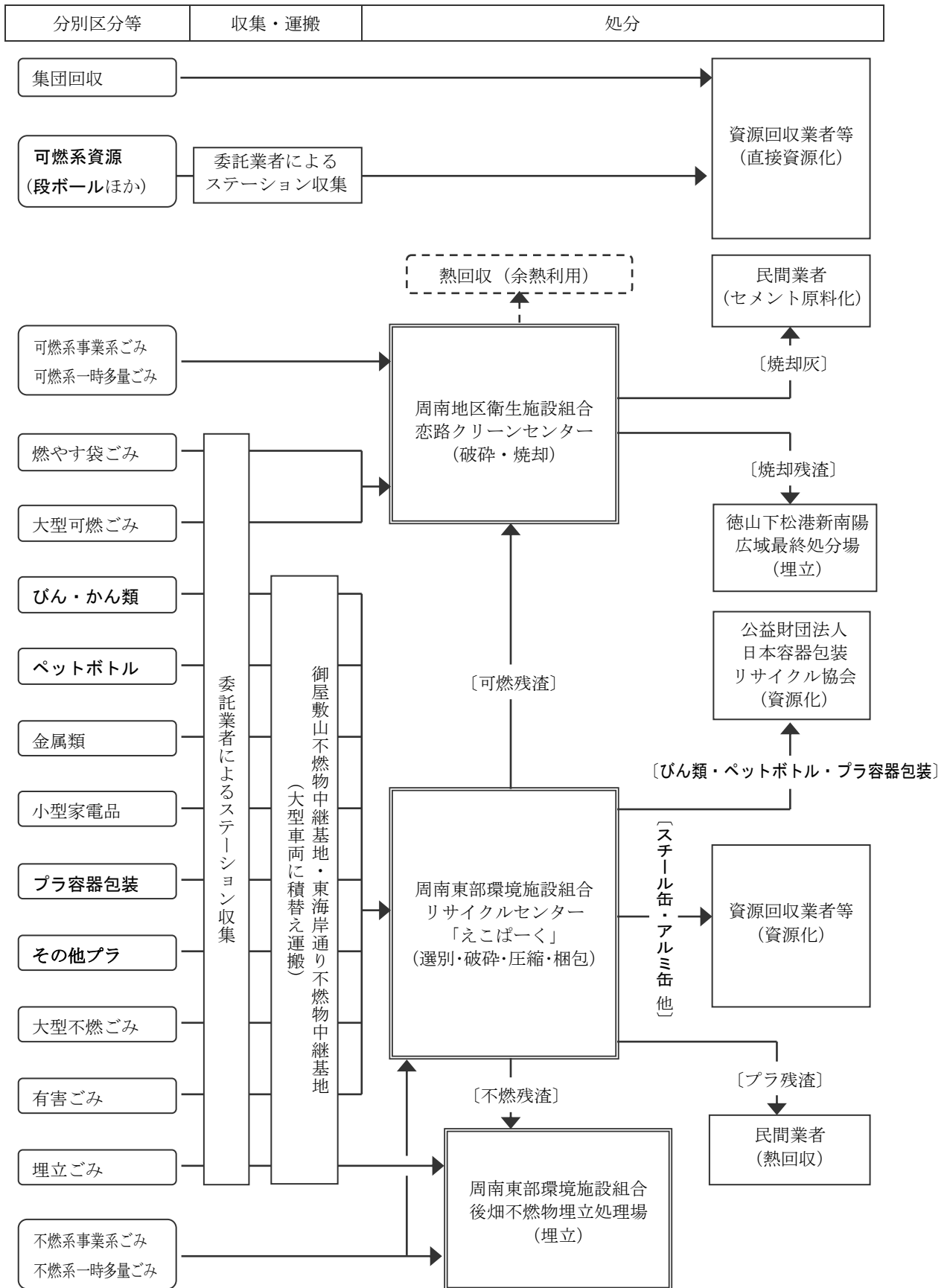
○ 令和6年度における特定分別基準適合物等の実績量

（単位：t）

	スチール缶	アルミ缶	無色ビン	茶色ビン	その他ビン	段ボール	ペットボトル	プラ容器包装	計
4月	3.93	8.88	7.74	6.09		26.15	11.09	62.47	126.35
5月	3.22	8.58	8.09	6.37	6.45	21.51	11.09	62.62	127.93
6月	2.36	4.68	8.05	6.33		20.93	11.12	52.75	106.22
7月	4.19	10.15				18.04	11.18	58.13	101.69
8月	1.90	5.54	7.83	6.17		23.43	18.17	57.32	120.36
9月	4.09	9.73	7.70	6.06	6.31	17.32	18.01	57.55	126.77
10月	1.89	5.04				17.00	14.39	57.64	95.96
11月	4.10	10.67	6.79	5.35	6.27	23.25	14.37	57.63	128.43
12月	3.37	7.99	7.05	5.55		24.06	7.06	51.77	106.85
1月	1.71	4.42	7.09	5.58	6.59	21.81	10.49	71.49	129.18
2月	2.17	5.48	8.08	6.36		16.05	6.95	42.73	87.82
3月	3.93	9.39				19.25	10.86	61.80	105.23
計	36.86	90.55	68.42	53.86	25.62	248.80	144.78	693.90	1,362.79

※段ボール以外は、周南東部環境施設組合リサイクルセンター「えこぱーく」の資源搬出量

○ 容器包装廃棄物の処理フロー



※ 太字は分別収集計画の対象品目。